

令和5年(2023年)10月3日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の
実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容	感染症名	期 間
南茅部中学校	学年閉鎖	新型コロナウイルス	10月3日～10月5日

2 臨時休業等の状況（10月3日時点）

(1) 新型コロナウイルス感染症

- ・ 学年閉鎖 1校
- 小学校 0校
- 中学校 1校
- 義務教育学校 0校
- 高等学校 0校

(2) インフルエンザ

- ・ なし

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課（21-3545）